

(株) 明治は 高裁「職権和解」に応じる

# 裁判長「会社の将来を見通しての勧告」

高裁「困難であるが決断を」  
双方持ち帰り検討となる

10月15日に開かれた高裁、明治乳業差別事件の第3回口頭弁論で定塚誠裁判長は、弁論終結とした後「職権和解」を勧告しました。勧告後、個別に代理人への説明がおこなわれ双方、持ち帰り検討することになりました。

裁判長は「長期化している事件、中労委提案もあり双方、大所高所に立って将来にわたっての和解を」と勧告について説明しました。なお、控訴人側が要請した証人採用は却下とし弁論終結、判決日を来年1月30日と指定。この中でテーブルを設けたいとしました。

会社、解決こそ世界への足がかり

東京オリ・パラパートナー参加にも大切

裁判長は「長引いている。ゴールドパートナー契約をそのことが影を落としている。結びますが、同組織委員会、会社にも」とし「どこ」とILOとの「覚書」では、かで総括して、大変だが将来そこで働く人たちの人権が来に向けて」とアドバイス。守られているか否かは大きな企業側の将来に憂いを示し、な調達基準となっており、明治にはその資格が問われ

明治HDの新ビジョンは、まことに高裁の和解勧告は中国をはじめ海外市場進出を重点方針としますが、人権否定の長期争議を抱える企業を世界が認めるでしよ。リットといえます。明治はうか。来年の東京オリ・パラ大会には巨費を投じて、まことに高裁の和解勧告は

控訴人ら「勧告」を真摯に受ける

— 早期解決は双方に利 —

控訴人らは当初より争議の早期解決を目指しており、中労委の「付言」の要請実現のためにも、この高裁勧告は真摯に受け歓迎するものであり、常に会社にも働きかけてきました。

明治の職場ではこの半世紀、幾多の争議を困難を克服して解決してきました。当事件もねばり強く可能性を追求し合意点を見いだせば解決はできます。控訴人らはその努力を惜しむものではありません。

明治乳業争議支援共闘会議 (03-5606-5285) 明治乳業争議団 (047-332-5698)

E-mail : mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp ホームページ 明治乳業争議団=検索

# 「食の安全」は食品会社の命です

## 働く人の人権守れぬ明治に「食の安全」守れない

### 明治乳業争議解決までは

「買わない 飲み・食べない」が広がる

（明治は統合前の明治乳業時代から「三つの異常企業体質」①不祥事・不正行為が絶えない、②死亡災害が多発、③労働争議が絶えることなく続く）という、食品企業としては致命的な欠陥を抱えています。明治は長期におよんで「安全な製品を消費者に届ける」とする労働組合活動を敵視。仕事や昇格差別など人権侵害の限りを尽くし、会社の意に添う労働組合に変質しました。その結果「外にバ

レなければ何でもあり」的な企業体質となったのです。「学校給食牛乳異臭事件」や「高力カオチョコで脳が若返る」の誇大広告などは、国会でも追求され明治の非が明らかになっています。一方、明治では人権・差別を闘う労働争議が長期に続き現在も係争中です。「人権を守れない明治には、消費者が求める食の安全も守れない」のです。

### 「明治に「食の安全」求める全国の会」の訴え

消費者の「こんな明治はゆるせない！」の多くの声によって結成された「明治に『食の安全』求める全国の会」の呼びかけを契機に、人権侵害を続けながら消費者の信頼を裏切る明治を告発し、包囲する運動が全国に広がっています。「明治乳業争議が全面解決

決するまでは明治の製品は買いません・食べ飲みませんに」の宣言運動は、明治に「食の安全」という社会的責任を求め、消費者の願いや要求とも響きあう大義ある運動です。それぞれの立場から広く拡散されることを訴えます。

### 「ボイコット」とは

ボイコットは、イギリスの貴族領地管理人の名前。19世紀アイルランドで小作料をめぐり対立した小作人の立ち退きを計画する。小作人たちの食糧補給を断つなどの非暴力の抵抗行為により、ボイコットは逆にこの領地を立ち去った。

この事件後「ボイコット」という語は、非暴力の威嚇行為を意味するようになる。かつて森永乳業ヒ素ミ



ルク事件でも行なわれ、現在、韓国では日本製品不買の国際的ボイコットをしている。労働組合の争議行為の一形態として、消費者、購入者に不買や排斥を訴えることもある。

五輪・パラ食材提供は争議解決が前提